

福祉医療費受給券等の 更新手続きが 郵送申請に変わります

市では子育て支援の一環として、また、障がい者やひとり親家庭などの経済的負担の軽減を目的として医療費助成を行っています。

現在、有効期限が平成28年7月31日となっている福祉医療費受給券・助成券をお持ちの方は、更新手続きが必要です。これまで更新手続きのためご来庁いただいた際、窓口が大変混雑しご迷惑をお掛けしていたため、本年度から郵送申請に変更しました。右図のような流れで申請をお願いします。

■ 更新申請受付期間

更新案内が届いてから7月5日（火）
詳しくは、更新案内をご覧ください。

■ 郵送での申請先

〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市役所 水口庁舎 保険年金課 後期高齢者医療係

■ 受給資格

下表のとおりです。詳しくはお問い合わせください。

種別	対象となる方
乳幼児	0歳～未就学児《今期間中に、更新手続きは必要ありません。》
子育て応援医療	小学1年生から小学3年生《今期間中に、更新手続きは必要ありません。》
小中学生【通院医療費助成】	住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯に属する小学4年生から中学3年生
重度心身障害者（児/老人）	・身体障害者手帳1～3級をお持ちの方 ・療育手帳の等級がA1、A2に該当する方 ・身体障害者手帳3級で、かつ、療育手帳の等級がB1に該当の方 ・特別児童扶養手当1級支給対象児童
母子家庭・父子家庭	18歳未満の児童を扶養している配偶者のいない方とその児童
ひとり暮らし寡婦（高齢寡婦）	かつて母子家庭の母として児童を扶養していた方で、ひとり暮らしの状態が1年以上続いており、今後もその状態が継続すると見込まれる方（昭和19年4月2日以降生まれの方に限ります。）
65歳以上老人	本人、配偶者および扶養義務者のそれぞれが、住民税非課税の方（昭和19年4月2日以降生まれの方に限ります。）
精神障害者通院医療費助成	精神障害者保健福祉手帳の1～2級をお持ちの方で自立支援医療（精神通院医療）を受けておられる方

※「乳幼児」、「子育て応援医療」を除き、それぞれ所得制限があります。

※上記のほか、小中学生が入院された場合は、医療費助成の対象となります（受給券不要）。医療機関で一旦お支払い後、市役所窓口へご請求ください。

※新たに受給資格に該当すると思われる方はご相談ください。

問い合わせ
保険年金課 後期高齢者医療係 ☎65-0689/☎63-4618

申請は
～7月5日
まで

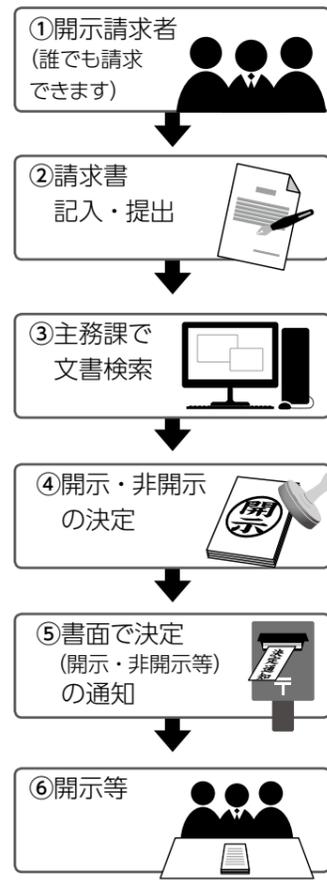


情報公開・個人情報 保護制度について

市では、市政に関する市民の知る権利を保障することを目的として「情報公開制度」を、また、個人の権利利益の保護を図り、基本的な人権を擁護することを目的として「個人情報保護制度」を実施しています。

情報公開制度・個人情報保護制度とは

「情報公開制度」とは、情報公開条例に基づいて、甲賀市が保有している文書の公開を求めることができる制度です。情報公開の手続きは次のような流れになります。



「個人情報保護制度」とは、個人情報保護条例に基づいて、個人情報の取り扱いにあたって守るべきルールを定め、個人情報の開示などを求めることができます。個人情報の開示の手続きについても、おおむね情報公開の手続きの流れと同じですが、開示される文書については、開示請求者自身の個人情報に限られます（なお、請求には本人であることが確認できる書類が必要になります）。手続きの詳細については、お気軽に法務室にお問い合わせください。

これらの制度の平成27年度の運用状況（平成28年4月1日現在）について次のとおり公表します（甲賀市情報公開条例第29条（実施状況の公表）および甲賀市個人情報保護条例第44条（運用状況の公表））。

情報公開の実施状況

● 請求件数	65件
市長部局	62件
教育委員会	1件
監査委員	2件
● 公開等の決定状況	16件
公開	16件
部分公開	25件
非公開	1件
不存在	7件
取下げ	20件
※ 1件の請求で、複数の決定となることがあるため、請求件数より決定状況が多くなっています。	
● 部分公開および非公開理由別状況	
個人に関する情報	15件
法人等に関する情報	15件
意思形成過程情報	4件
市政運営情報	3件
※ 非公開情報が複数に及ぶ場合があるため、部分公開および非公開決定の件数よりも部分公開および非公開理由の件数が多くなっています。	
● 不服申立ての件数	0件

個人情報開示の実施状況

● 請求件数	20件
● 開示等の決定状況	6件
開示	6件
部分開示	9件
不存在	4件
取下げ	1件
● 部分開示理由別状況	
他の個人に関する情報	7件
法人等に関する情報	3件
個人の相談等に関する情報	2件
※ 非開示情報が複数に及ぶ場合があるため、部分開示の件数よりも部分開示理由の件数が多くなっています。	
● 不服申立ての件数	0件

公益通報制度

公益通報制度は、市の法令遵守の推進体制のひとつとして位置づけるものです。

公益のために通報する行為は正当な行為として評価し、その通報者に対して不利益な取り扱いがされることのないよう保護していく体制を築くことで、市役所内部の浄化を図り、よりよい市政の実現をめざしています。

甲賀市法令遵守の推進条例第17条の規定に基づき、平成27年度の運用状況（平成28年4月1日現在）を公表します。

● 公益通報件数	0件
● 不当要求件数	0件

法務室 ☎65-06664 / ☎63-4619